しずぎんカードローン ミープラス規定（当座貸越規定）

借主は、静銀ディーシーカード株式会社（以下「保証会社」という）の保証に基づき、株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）としずぎんカードローンミープラスに係る当座貸越取引（以下「本取引」という）をするについて次の条項を約定します。

第１条（取引方法）

1. 本取引は、銀行国内本支店のうちいずれか１ヵ店（以下「取引店」という）で当座貸越口座を開設することにより行うものとします。
2. 本取引は、借主が申込時に返済用預金口座として指定した預金口座（以下「指定預金口座」という）のキャッシュカード（以下「カード」という）（代理人カード、しずぎんハイカードを除く。以下同じ）および銀行ATMまたは株式会社セブン銀行またはイーネットまたはローソン・エイティエム・ネットワークス（以下総称として「提携金融機関等」という）ATM（以下総称として「支払機」という）を使用する当座貸越、ならびに第 4 条に定める自動融資サービスによる当座貸越により行うものとします。なお、借主は、第4条に定める自動融資サービスの利用を希望しない場合には、銀行所定の書面にてその旨を銀行に届け出るものとします。
3. 前項に定めるほか銀行国内本支店においては、支払機の使用にかえ、銀行所定の当座貸越金借入請求書に氏名・金額を記入し、指定預金口座の届出印鑑を押捺のうえ、窓口に提出することにより本取引を行うことができるものとします。ただし、この場合は本取引を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、銀行所定の本人確認書類を提示するものとします。
4. 本取引では、小切手・手形の振出し、あるいは引受けをしないものとします。
5. カードおよび支払機の取扱いについては、この規定によるほか、しずぎんカード規定によるものとします。
6. 本取引に基づく当座貸越金は、事業資金に使用することはできません。

第２条（貸越極度額）

1. 本取引により借主が銀行から貸越を受けることができる貸越極度額（以下「極度額」という）は、銀行が審査のうえ決定するものとし、契約日（利用申込を銀行が承諾した日をいう）以後に銀行から「ご契約内容のお知らせ」にて案内する金額のとおりとします。
2. 極度額については、銀行は本取引の利用状況その他の事情を勘案して、事前に借主に通知することにより増額することができるものとします。ただし、増額について、借主から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。
3. 極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、この規定の各条項が適用されるものとし、その場合には借主は銀行から請求があり次第直ちに極度額を超える金額を支払うものとします。
4. 極度額について、借主から変更申込があった場合、銀行にて審査のうえ保証会社へ保証委託を行い、保証会社が適当と認めた場合、銀行はこれに応じるものとします。

第３条（自動貸越）

1. 借主が銀行ATM（提携金融機関等ATMを含まない）を利用したカードによる指定預金口座の預金払戻しに伴い資金不足となったときは、その不足相当額の自動貸越を行い、指定預金口座に入金します。
2. この規定において資金不足とは、借主が銀行ATMにより払戻請求した額、または借主と銀行との間の指定預金口座にかかる口座振替契約による出金額が、指定預金口座の預金残高（総合口座取引規定による当座貸越を利用できる場合は、その貸越極度額）を超える場合のことをいいます。

第４条（自動融資サービス）

1. 銀行は、借主が第1条第2項なお書きの届け出をした場合を除き、指定預金口座が借主と銀行との間の指定預金口座にかかる口座振替契約による出金のため資金不足となった際に、極度額の範囲内でその不足相当額の貸越を行い、指定預金口座に入金するものとします（以下この貸越および入金の取扱を「自動融資サービス」という）。自動融資サービスの利用について、カードの提示、または銀行所定の当座貸越金支払請求書の提出は不要とします。
2. 前項にかかわらず、指定預金口座が次の各号の事由により資金不足となる場合は、自動融資サービスの対象とはなりません。
   （1）口座振替契約による預金間の振替
   （2）定時定額買付サービス（積立投信）による引落し
   （3）銀行からの借入元利金（クレジット代金（ショッピング・キャッシング・クレジットカード年会費等を含むクレジット支払代金で一括払い・分割払い・リボルビング支払い等の支払方法を問わない）および代理貸付は除く）の返済
3. 指定預金口座に対して同日に複数の口座振替の請求があり、資金不足合計額が自動融資サービスにより貸越を行うことができる額を超えるときは、そのいずれの口座振替請求を貸越の対象とするかは銀行の任意とします。
4. 自動融資サービスにより貸越および入金を行った後に、指定預金口座への入金または総合口座の貸越極度額の設定、増額がなされた場合であっても、銀行は当該貸越および入金の取消は行わないものとします。

第５条（支払機による貸越（第３条の自動貸越を除く））

1. 支払機を使用して貸越を行うときは、支払機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号（指定預金口座のキャッシュカードと同一）と金額をボタンにより入力するものとします。この場合、当座貸越金借入請求書の提出は不要とします。なお、支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ貸越を行った場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については銀行および提携金融機関等は銀行の責に帰すべき事由による場合を除き責任を負いません。
2. 支払機による貸越は、支払機の種類により銀行または提携金融機関等が定めた金額単位とし、1回あたりの貸越は、銀行または提携金融機関等が定めた金額の範囲内とします。

第６条（取引期限）

1. 本取引の期限は、契約日の２年後の応当日が属する月の末日までとします。ただし、期限の1ヵ月前までに、銀行から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限は更に２年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、借主の年齢が満 70 歳を超えた場合は取引期限を延長しないものとします。
2. 銀行から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
   （1）期限の到来により本取引は終了し、期限の翌日以降は本取引による当座貸越をうけることができません。
   （2）第 8 条の定めにかかわらず、借主は期限までに本取引に基づいて銀行に対して負担する一切の債務（以下「本債務」という）を返済するものとします。

第７条（利息・損害金等）

1. 当座貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし借主が指定する毎月 10 日（以下「約定返済日」という）（銀行休業日の場合は翌営業日。以下同じ）に、所定の利率および方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。
2. 前項の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は一般的に合理的と認められる程度のものに変更することができるものとします。利率を変更する場合、この変更の内容は、あらかじめ銀行の店頭およびホームページ上に提示するものとします。
3. 前項の改定による新利率は、金利変更日以降最初に到来する約定返済日以降の利率について適用されます。
4. 本債務を履行しなかった場合の損害金は年 15.0%〔年 365 日の日割計算〕とするものとします。

第８条（定例返済）

1. 本取引に基づく当座貸越金は、約定返済日に前月末日現在の貸越金残高に応じ次のとおり返済するものとします。

前月末日の最終貸越金残高	定例返済金額
１万円以下の場合	前月末日の最終貸越金残高
１万円超 50 万円以下の場合	１万円
50 万円超の場合	２万円

2. 前項にかかわらず約定返済日前日の貸越金残高が前項に定める定例返済金額に満たない場合には、当該残高の全額を返済するものとします。

第９条（随時返済）

1. 前条による定例返済のほか、随時に任意の金額を返済できるものとします。
2. 前項の随時返済は、次条の自動引落としによらず支払機または銀行の窓口で当座貸越口座へ直接入金することによって行うものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
3. 支払機を使用して返済するときは、支払機の画面表示等の操作手順に従ってカードおよび現金を挿入し、操作するものとします。
4. 支払機による1回あたりの返済は、支払機の種類により銀行または提携金融機関等が定めた種類の貨幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、銀行または提携金融機関等が定めた枚数による金額の範囲内とします。
5. 銀行国内本支店の窓口での返済の場合は、銀行所定の入金伝票に氏名・金額を記入のうえカードとともに提出するものとします。
6. 定例返済が延滞している当座貸越口座への入金については、まず定例返済の遅延金額に充当し、残額を随時返済するものとします。ただし、入金額が遅延金額全額に満たない場合は、遅延している返済金のうち約定返済日の古い順に当座貸越口座への入金を行うものとします。
7. 貸越金残高を超えて入金した場合、貸越相当額の返済に充当した後の残高について、指定預金口座に振替入金するものとします。

第１０条（定例返済金等の自動引落とし）

1. 第 8 条による返済は指定預金口座からの自動引落としによるものとします。この場合、借主は毎月約定返済日までに指定預金口座に返済金相当額以上の金額を預入するものとし、銀行は約定返済日に銀行制定の普通預金規定にかかわらず、普通預金通帳（総合口座通帳を含む）および同払戻請求書なしで引落としのうえ返済にあてるものとします。
2. 前項の預入が遅延した場合には、銀行は返済金と損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。
3. 指定預金口座の残高が返済額に満たない場合には、銀行はその一部を返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延するものとします。

第１１条（期限の利益の喪失）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告等がなくとも、本債務につき当然期限の利益を失い、直ちに本債務を返済するものとします。
   （1）第 8 条に定める債務の返済を遅延し、翌々月の約定返済日にいたるも返済しなかったとき。
   （2）支払の停止、滞納処分、破産、民事再生手続開始の申立があったとき。
   （3）手形交換所の取引停止処分をうけたとき。
   （4）借主の預金その他の銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
   （5）借主の所在が不明であり銀行から借主に宛てた通知が届出の住所に到着しなかったとき。
2. 次の各号の場合には、借主は銀行の請求によって本債務につき期限の利益を失い、直ちに本債務を返済するものとします。
   （1）保証会社との契約の条項または銀行との約定に違反し、もしくは銀行に対する債務を履行しなかったとき。
   （2）借主が銀行取引上または保証会社との間の他の債務について期限の利益を失ったとき。
   （3）借主が第 18 条（代わり証書等の差し入れ）の規定に違反したとき。
   （4）前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第１２条（反社会的勢力の排除）

1. 借主または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
   （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
   （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
   （1）暴力的な要求行為
   （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
   （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   （4）風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信頼を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
   （5）その他前各号に準ずる行為
3. 借主または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行からの請求によって、本債務について期限の利益を失い、第 8 条の返済方法によらず、直ちに本債務を全額返済するものとします。
4. 前項の規定の適用により、借主または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または申込に同意した法定代理人、連帯保証人、担保提供者がその責任を負います。

第１３条（貸越の中止）

1. 第 8 条に定める返済が遅延している場合または前条により本債務につき期限の利益を失った場合には、借主は新たな貸越をうけることができないものとします。
2. 前項のほか借主について相続が開始した場合、ならびに銀行または保証会社に対する他の債務が遅延するなど、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行は新たな貸越を中止することができるものとします。

第１４条（解約）

1. 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により取扱店に通知し、直ちに本債務を全額返済するものとします。
2. 第 11 条第 1 項各号、同条第 2 項各号および第 12 条第 1 項各号または同条第 2 項各号の事由があるときは、銀行は本取引を解約することができるものとします。

第１５条（銀行からの相殺）

1. 借主が本債務を履行しなければならない場合には、銀行は貸越元利金等と借主の預金その他銀行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略して預金その他諸預り金を払戻し、本債務の返済に充当することができるものとします。この場合、銀行は借主に対して充当した結果を通知します。
3. 前二項によって銀行が相殺等をする場合、債権債務の利息、損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定の定めによるものとします。ただし、満期日未到来の預金等の利息は、満期日前解約利率によらず約定利率により１年 365 日とし、日割りで計算します。

第１６条（借主からの相殺）

1. 借主は、本債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項により相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の 3 銀行営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第 1 項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の前日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとします。

第１７条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、本債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、本債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 本条第 2 項のなお書きまたは第 3 項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第１８条（代わり証書等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責に帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第１９条（印鑑照合）

銀行が、本取引にかかる申込書、諸届その他の書類に使用された印影を指定預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第２０条（費用の負担）

本取引にかかる銀行の権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担するものとします。

第２１条（届出事項の変更等）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったために、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合は、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第２２条（成年後見人等の届け出）

1. 家庭裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を銀行に書面で届け出るものとします。
2. 家庭裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行に届け出るものとします。
3. すでに借主について補助・保佐・後見開始の審判をうけているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前二項と同様に届け出るものとします。
4. 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
5. 前四項の届け出の前に生じた損害については、銀行の責に帰すべき事由による場合を除き、銀行は責任を負わないものとします。

第２３条（報告および調査）

1. 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、借主は自己の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は自己の信用状態について重大な変化を生じたときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第２４条（規定の変更）

この規定が変更された場合には、変更後の規定に従います。

第２５条（合意管轄）

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第２６条（個人情報に関する同意）

個人情報の取扱にかかる同意については、銀行が別途定める「個人情報にかかる同意書」によるものとします。

しずぎんカードローン ミープラス保証委託約款

第 1 条（委託の範囲）

1. 私が静銀ディーシーカード株式会社（以下「保証会社」という）に委託する保証の範囲は、株式会社静岡銀行（以下「銀行」という）から融資を受ける表面記載のローンの借入金、利息、損害金その他一切の債務の全額とします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて私が銀行と取引を開始したときに成立するものとします。
3. 前項の保証内容は私が保証会社および銀行との間に締結している表面記載のローンに関わる約定書（契約書、差入書契約内容の通知を含む）の各条項によるものとします。

第 2 条（代位弁済）

1. 私が銀行との当座貸越契約その他の約定に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 私は保証会社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項のほか、私が銀行との間に締結した当座貸越契約その他の約定の各条項を適用されても異議ありません。

第 3 条（求償権）

私は、保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

（1）前条による保証会社の出捐額
（2）保証会社が弁済した翌日から年 14.4%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金
（3）保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額

第 4 条（求償権の事前行使）

私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第 2 条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。

（1）保証会社が保証している債務の弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき
（2）預金その他の銀行に対する債権について仮差押・差押もしくは競売手続または破産・民事再生手続開始などの申立があったとき
（3）租税公課の滞納処分を受けたとき、または保全差押をうけたとき
（4）支払いを停止したとき
（5）手形交換所の取引停止処分があったとき
（6）保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
（7）その他保証会社の債権保全のために必要と認められたとき

第 5 条（反社会的勢力の排除）

1. 私または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
   （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
   （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
   （1）暴力的な要求行為
   （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
   （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
   （5）その他前各号に準ずる行為
3. 私または保証人が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、第 2 条の保証債務代位弁済前であっても、保証会社が請求することにより、保証会社に対する全ての債務について期限の利益を失い、保証会社が事前求償権を行使することを承諾します。
4. 前項の規定の適用により、私または保証人に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。

第 6 条（中止・解約・終了）

1. 被保証債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からの事前または事後の通知をもって保証会社からの通知に代えるものとします。
2. 前項により保証会社が保証を中止または解約したときは、直ちに被保証債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。
3. 私と銀行との間の当座貸越契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。

第 7 条（通知義務）

1. 私は、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。
2. 私の財産、経営、業況、収入等について、保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力いたします。
3. 本条第 1 項の通知がないために、私が最後に届出た氏名、住所に宛てた保証会社からの郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなして構いません。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第 8 条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届けるものとします。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項と同様に届けるものとします。
4. 本条第 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 本条第 4 項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第 9 条（充当の指定）

1. 私の弁済金が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されて差支えありません。
2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほかに債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当されても差支えありません。

第 10 条（費用の負担）

私は保証会社が被保証債権保全のため要した費用ならびに第 2 条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。

第 11 条（管轄裁判所の合意）

私は、この保証に関しての紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、保証会社の本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 12 条（個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意）

1. 私は、本約款に基づく保証委託契約（契約の申込みを含む。以下同じ）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を保証会社が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。
   （1）保証委託契約申込時や契約成立後に私が届け出た、私の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
   （2）保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項
   （3）本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況
   （4）本約款に関する私の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
   （5）私が提出した、確定申告書（写）等、所得を証明する書類の記載事項
   （6）私または公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
   （7）犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類等の記載事項
   （8）官報に掲載された情報等、公開されている情報
2. 私は、保証会社が前項に基づき収集した個人情報を、保護措置を講じたうえで銀行に提供し、銀行が表面記載のローン取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。
3. 保証会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私の個人情報が登録されている場合には、保証会社が私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
4. 私の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、保証会社の加盟する個人信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
5. 保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、およびホームページアドレスは、本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。
6. 保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は、本約款末尾に記載されていることを確認します。
7. 保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異存ありません。
8. 私は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公共機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく契約を含む保証会社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。
9. 私は、保証会社および保証会社が加盟する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正、追加、または削除に応じるものとします。
   （1）保証会社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社のお客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細を知ることができます。
   （2）個人信用情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。
10. 私は、保証委託書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。
11. 私の個人情報に関する問い合わせや訂正・追加・削除の申し出、または意見の申し出等を行う場合は、本約款末尾に記載している保証会社のお客様相談室まで連絡するものとします。
12. 本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第 1 項、第 4 項および本約款末尾の表 1 に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることがないことに異存ありません。

第 13 条（規約の変更）

本規定の変更について、保証会社から変更内容を通知した後または新保証委託約款を送付した後に表面記載のローンを利用したときは、私が変更事項または新保証委託約款を承諾したものとみなして構いません。

〔保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称、問合せ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要〕

個人信用情報機関	提携する個人信用情報機関
株式会社シー・アイ・シー（CIC） TEL：0120-810-414 https://www.cic.co.jp	○全国銀行個人信用情報センター（KSC） TEL：03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ○株式会社日本信用情報機構 TEL：0120-441-481 https://www.jicc.co.jp/

なお、各個人信用情報機関の規約、入会資格、入会している会員のリスト等は、各個人信用情報機関のホームページに記載されております。

〔保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間〕

項目 / 会社名	a. 各取引に係る申込みをした事実	b. 各取引に関する客観的な取引事実	c. 各取引に基づく債務の支払を延滞等した事実
(株)シー・アイ・シー（CIC）	当社が当該個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間	契約期間中および契約終了後 5 年以内	契約期間中および契約終了日から 5 年間

〔個人情報のお問合せや開示・訂正・削除の窓口〕
静銀ディーシーカード株式会社　お客様相談室
〒424-0886 静岡市清水区草薙一丁目 13 番 10 号　静岡銀行草薙支店ビル 5 階　TEL：054-344-1155